

学長選考規則及び学長選考細則

規則	細則
<p style="text-align: center;">国立大学法人金沢大学学長選考規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項及び国立大学法人金沢大学規則（以下「大学規則」という。）第13条第10項の規定に基づき、金沢大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う学長候補者の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(責務)</p> <p>第2条 この規則に基づく選考のすべての過程において、選考会議委員、第11条第2項に規定する教学・経営責任者会議構成員及び第8条第1項各号に掲げる者は、大学規則第14条に規定する学長に求められる見識及び法人運営の責任者としての経営能力等を十分に認識し、候補者の資質、適性を見極めるよう努めなければならない。</p> <p>(選考時期)</p> <p>第3条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学長候補者を選考する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長の任期が満了するとき。 (2) 学長が辞任を申し出たとき。 (3) 学長が欠員となったとき。 (4) 学長が解任されたとき。 <p>2 選考会議は、前項第1号の場合においては、任期満了の日の4月前までに選考を終了するものとし、同項第2号から第4号までの場合においては、文部科学大</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人金沢大学学長選考実施細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人金沢大学学長選考規則(以下「選考規則」という。)第14条の規定に基づき、学長候補者の選考手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

臣が申出を受理した日又は欠員となった日から1月以内に選考を開始するものとする。

(選考手続)

第4条 学長候補者の選考は、選考会議への候補者の推薦，学内意向投票，学内ヒアリング及び選考会議における最終選考により行う。

2 選考会議は、学長候補者の選考を行う場合は、選考日程を定め、当該日程を公示する。

(学長候補者の推薦)

第5条 前条第2項の規定により学長候補者の選考手続が開始されたときには、選考会議は、次に掲げる方法により第1次学長候補者の推薦を求める。

(1) 部局等選出の推薦人による推薦

(2) 第8条第1項各号に掲げる者30人による推薦

(3) 経営協議会学外委員による推薦

2 選考会議の学内委員は、前項第1号の推薦人となることができない。

3 第1項各号に掲げる者は、1人の学長候補者に限り推薦できるものとする。

4 第1項第1号の推薦人は、第1次学長候補者1人を必ず推薦しなければならない。

5 第1項各号に掲げる者が推薦しようとするときは、被推薦者から、学長候補者として推薦されることの同意を得なければならない。

(部局等選出の推薦人)

第2条 選考規則第5条第1項第1号に規定する推薦人は、次のとおりとする。

(1) 文学部，法学部，経済学部，人間社会環境研究科及び法務研究科から選出された者 3人

(2) 教育学部から選出された者 1人

(3) がん研究所，医学系研究科及び医学部附属病院から選出された者 2人

(4) 自然科学研究科から選出された者 3人

(5) 大学教育開放センター，学際科学実験センター，総合メディア基盤センター，共同研究センター，留学生センター，外国語教育研究センター，環日本海域環境研究センター，大学教育開発・支援センター，保健管理センター及び環境保全センター(以下「センター等」という。)から選出された者 1人

(推薦)

第3条 選考規則第5条第1項第1号の推薦人及び同項第3号の経営協議会学外委員が第1次学長候補者を推薦する場合においては、国立大学法人金沢大学学長

候補者推薦書(別紙様式第○号)(以下「推薦書」という。)を所定の期日までに学長選考会議(以下「選考会議」という。)に提出するものとし、同項第2号による場合は、併せて、推薦人名簿(別紙様式第○号)を添付するものとする。

- 2 選考会議は、前項の規定に基づき推薦された者につき、国立大学法人金沢大学規則第14条に規定する資格の有無を審査し、資格を有する者全員の氏名を遅滞なく意向投票管理委員会(以下「管理委員会」という。)に通知しなければならない。
- 3 選考規則第6条第3項に規定する第1次学長候補者の所信は、別紙様式第○号により提出するものとする。

(学長候補者の公示)

第4条 管理委員会は、学長候補者の氏名の公示を五十音順により、第1次学長候補者にあつては選挙の日の少なくとも5日前に、第2次学長候補者にあつては選挙の日の前日に、事務局(地区事務部を含む。)において行う。

- 2 公示に際しては、推薦書を併せて掲示するものとする。ただし、1人の候補者につき複数の推薦書があるときは、当該候補者により選択された1つの推薦書のみを掲示するものとする。なお、選考規則第5条第1項第2号による推薦書にあつては、当該候補者が1つの推薦書(30人による推薦人名簿を含む。)に取りまとめるものとする。

(組織)

第5条 選考規則第7条に規定する管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文学部、法学部、経済学部、人間社会環境研究科及び法務研究科から選出された専任の教授 3人
- (2) 教育学部から選出された専任の教授 1人

(学内意向投票)

第6条 選考会議は、前条により推薦された第1次学長候補者について、学内意向投票を実施する。

- 2 学内意向投票は、第1次投票及び第2次投票とする。
- 3 選考会議は、第1次投票の実施に先立ち、第1次学長候補者に大学運営、教育・研究、社会貢献等に係る構想に関する所信の提出を求め、学内に公表する。

(意向投票管理委員会)

第7条 選考会議は、前条に規定する投票に関する事務を管理するため、選考会議の下に意向投票管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

- (3) がん研究所，医学系研究科及び医学部附属病院から選出された専任の教授 2人
 - (4) 自然科学研究科から選出された専任の教授 3人
 - (5) センター等から選出された者 1人
 - (6) 課長職相当以上の事務職員 2名
- 2 前項の委員は，所属する部局の長に推薦に基づき，選考会議が決定する。
- 3 委員が第3条第2項の審査の結果，第1次学長候補者となったとき又は第2条の推薦人として選出されたときは，委員の職を辞するものとし，補欠の委員を前項の規定により決定する。
- 4 委員長は，委員の互選によるものとする。
- 5 委員長は，管理委員会を招集し，その議長となり，管理委員会の事務を総括する。
- 6 管理委員会は，委員の3分の2以上が出席しなければ，開くことができない。
- 7 管理委員会の議事は，出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。
- 8 管理委員会の事務は，総務部総務課が行う。

(職務)

第6条 管理委員会は，次に掲げる事項を行う。

- (1) 意向投票(以下「投票」という。)資格者名簿の作成及び管理
- (2) 投票用紙等の作成
- (3) 投票に関する期日，場所の決定及び公示
- (4) 第1次及び第2次学長候補者の公示
- (5) 開票の管理
- (6) 投票の効力の判定
- (7) 投票結果の確認
- (8) この規程において別に定めるもののほか，投票に関する一切の施設及び運営の管理

(第1次投票)

第8条 管理委員会は、第1次学長候補者について、次に掲げる者による単記無記名投票により第1次投票を行う。

(1) 役員（監事を除く。以下同じ。）

(2) 本学の専任の教授、准教授、講師、助教

(3) 係長以上の職員及び係長相当職以上の職員（別に定める職に在る者をいう。）

2 前項に掲げる者は、公示の日に当該職に在職する者とする。ただし、次に掲げる者は、投票資格を有しない。

(1) 選挙公示の日に休職又は出勤停止を命ぜられている者(選挙公示の日の翌日以後に休職又は出勤停止を命ぜられた者を含む。)

(2) 選挙公示の日に在職した者で、投票の日までに退職、その他の理由により身分を喪失した者

3 不在者投票は認めない。

4 管理委員会は、第1次投票終了後、速やかにその結果を選考会議に報告するとともに、学内に公表する。

5 選考会議は、投票結果の上位者から5名（第1次学長候補者が5名に満たない

(9) 投票記録の作成

(投票資格者名簿の縦覧)

第7条 管理委員会は、前条第4号の定める学長候補者の公示日以前に、投票資格者名簿を3日間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する休日及び本学が定める休業日を含まない。)投票資格者の縦覧に供しなければならない。

2 縦覧場所は、事務局（地区事務部を含む。）とする。

3 投票資格者は、いずれの縦覧場所においても投票資格者名簿を縦覧することができる。

(係長相当職以上の職員)

第8条 選考規則第8条第1項第3号に規定する係長相当職以上の職員は、次のとおりとする。

(1) 教頭

(2) 専門員、専門職員

(3) 技術専門員、技術専門職員

(4) 副薬剤部長、診療放射線技師長、栄養管理室長、臨床・衛生検査技師長、理学・作業療法士長、看護部長、副看護部長、看護師長

(投票所)

第9条 意向投票の投票所は、角間北・中地区、角間南地区、宝町地区にそれぞれ1箇所設置するものとする。

(投票管理者、投票立会人等)

第10条 各投票所に、次に掲げる投票管理者を置く。ただし、投票管理者が学長候補者となったとき又は事故にあったときに備えて、補欠の投票管理者を選出して

ときは、当該候補者の数とする。)を第2次学長候補者に決定する。ただし、末位に得票同数の者があるときは、末位の者全てを第2次学長候補者に加えるものとする。

おくものとする。

- (1) 角間北・中地区 文学部，教育学部，法学部，経済学部，人間社会環境研究科及び法務研究科から選出された者 1人
- (2) 角間南地区 自然科学研究科から選出された者 1人
- (3) 宝町地区 がん研究所，医学系研究科及び医学部附属病院から選出された者 1人

2 各投票所に関する事務は、各地区の関係部局の事務部が行う。

3 各投票所に、次に掲げる投票立会人を置く。

- (1) 角間北・中地区 文学部，教育学部，法学部，経済学部，人間社会環境研究科及び法務研究科から選出された者 4人
角間北地区事務部及び事務局事務部（病院部を除く。）から選出された課長職相当以上の事務職員 2人
- (2) 角間南地区 自然科学研究科から選出された者 3人
角間南地区事務部から選出された課長職相当以上の事務職員 2人
- (3) 宝町地区 がん研究所，医学系研究科及び医学部附属病院から選出された者 4人
宝町地区事務部及び病院部から選出された課長職相当以上の事務職員 2人

(投票)

第11条 投票は、第9条に規定する投票所において、管理委員会の定めた時間内に行う。

2 投票資格者は、投票所において、投票資格者名簿の照合を受けた後、当該名簿に押印して投票用紙の交付を受け、投票する。

(投票用紙)

第12条 投票用紙の様式は別紙様式第〇号のとおりとし、第1次及び第2次投票において投票用紙の色を変えるものとする。

(投票終了後の措置)

第13条 投票が終了したときは、投票管理者は、投票立会人とともに投票箱を封緘し、投票所報告書(別紙様式第〇号)を添え、直ちに管理委員会に送達する。

(開票の機関)

第14条 開票及び候補者の得票数の確認は、管理委員会が開票所において行う。

2 開票所は、角間北・中地区とする。

(開票立会人)

第15条 開票所に、次に掲げる立会人を置く。

- (1) 文学部，教育学部，法学部，経済学部，人間社会環境研究科及び法務研究科から選出された者 4人
- (2) 自然科学研究科から選出された者 3人
- (3) がん研究所，医学系研究科及び医学部附属病院から選出された者 4人
- (4) 事務局から選出された課長職相当以上の事務職員 2人

(開票)

第16条 開票は、投票当日に行う。

- 2 管理委員会委員は、各投票所ごとに投票所報告書に記載の投票者総数と投票数とを照合し、すべての投票用紙を交ぜ合わせた上、開票を行う。
- 3 投票の効力については、管理委員会が開票立会人の意見を聴き判定する。
- 4 管理委員会は、開票録(別紙様式第〇号)を作成した上で、投票の結果を公示する。

(学内ヒアリング)

- 第9条 選考会議は、第2次学長候補者に対して、学内ヒアリングを実施する。
- 2 学内ヒアリングには第10条第1項各号に掲げる者が参加し、第2次学長候補者に対し、質疑を行うことができる。
 - 3 選考会議は、学内ヒアリング終了後、速やかにヒアリング内容を学内に情報提供するものとする。
 - 4 学内ヒアリングは、第2次投票の前日（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する休日及び本学が定める休業日を除く。次条第2項において同じ。）に実施するものとする。

(第2次投票)

- 第10条 管理委員会は、第2次学長候補者について、次に掲げる者による単記無記名投票により第2次投票を実施する。
- (1) 役員
 - (2) 本学の専任の教授、准教授
 - (3) 管理職手当支給職員（教育職員を除く。）
- 2 第2次投票は、第1次投票終了後2日目に実施するものとする。
 - 3 第2次投票の投票資格については、第8条第2項の規定を準用する。
 - 4 不在者投票は、認めない。
 - 5 管理委員会は、第2次投票終了後、その結果を速やかに選考会議に報告するとともに、学内に公表する。
 - 6 選考会議は、投票結果の上位者から3名（第2次学長候補者が3名に満たないときは、当該候補者の数とする。）を第3次学長候補者に決定する。ただし、末位に得票同数の者があるときは、末位の者全てを第3次学長候補者に加える。

(最終学長候補者の決定)

- 第11条 選考会議は、第3次学長候補者について、推薦理由書、所信調書、学内

(学内ヒアリング)

- 第17条 選考規則第9条に規定する学内ヒアリングは、選考会議委員が推薦書、所信調書等に基づき、第2次学長候補者に対する質疑形式で実施する。
- 2 選考会議は、候補者から要請があったときは、候補者間の質疑応答を認めることができる。
 - 3 学内に対するヒアリングの情報提供は、学内Web（ホームページ）上に当該映像を提供することにより行う。

ヒアリング、第2次投票の結果を踏まえ、学長としての最適性を判断し、合議により最終候補者を決定する。

2 選考会議は、前項の合議中に出席者の3分の1以上の委員から要求があったときは、次に掲げる者（第3次学長候補者を除く。）から構成される教学・経営責任者会議（以下「責任者会議」という。）を招集し、意見を聴かなければならない。

(1) 経営協議会委員

(2) 評議員

3 責任者会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。

4 第2項により意見を求められた責任者会議は、第3次学長候補者について構成員による単記無記名投票を実施し、その結果を選考会議に報告するものとする。

5 選考会議は、前項の報告を受けて合議を行い、合議の成立をもって最終候補者を決定する。

6 前項の合議が成立しなかったときは、選考会議は、委員による単記記名投票を実施し、有効投票の過半数の得票者を最終候補者に決定する。

7 前項の投票の結果、過半数の得票者がいないときは、更に上位得票者2人（末位に得票同数の者があるときは、末位の者全てを加えるものとする。）について、再投票を行い、有効投票の過半数の得票者を最終候補者に決定する。

8 第2次投票から前各項の最終学長候補者の決定に至る手続きは、可能な限り同日中に行うものとする。

9 選考会議は、最終候補者を決定したときは、当該決定に至る経緯を公表するほか、第2項の責任者会議を開催したときは当該開催を要求した委員名を、第6項の記名投票を実施したときは投票内容を、併せて公表するものとする。この場合において、選考会議委員は、必要と認めるときは、自己の投票行動等について、補足説明を加えることができる。

(選考会議委員の辞任)

第12条 選考会議の委員は、第5条の規定により学長候補者として推薦された場合には、当該委員の職を辞任するものとする。

2 前項の場合において、教育研究評議会、経営協議会又は選考会議は、大学規則第13条第2項各号の定めるところにより、直ちに当該辞任者の補欠の委員を選任しなければならない。

3 前項の補欠の選考会議委員の任期は、当該選考手続の終了時までとする。

(解任の申出等)

第13条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、学長の解任について審査を行う。

(1) 教育研究評議会又は経営協議会において、構成員の3分の2以上の同意により、解任請求が可決されたとき。

(2) 第8条第1項各号に掲げる者の総数の3分の1以上の連名により、解任請求の申し出があったとき。

(3) 選考会議において、構成員の3分の1以上の同意により、解任請求が発議されたとき。

2 前項第1号及び第2号の解任請求には、理由を付した書面を選考会議に提出しなければならない。

3 選考会議は、審査を行うに当たっては、学長に対し意見陳述の機会を与えなければならない。

4 選考会議は、審査のために必要と認めるときは、第8条第1項各号に掲げる者を対象として意向投票を実施することができる。

5 選考会議は、委員総数の3分の2以上の同意を持って、解任の申し出を決定するものとする。

6 選考会議は、審査の結果、文部科学大臣に対する解任の申し出を決定したときは、速やかに、学長及び学内に理由を付してその旨を公表するものとする。

(兼務の禁止)

第18条 学長候補者は、投票立会人及び開票立会人のいずれも兼ねることができない。

2 次に掲げる委員等は、他のいずれも兼ねることはできない。

(1) 管理委員会委員

(2) 選考規則第5条第1項第1号に規定する推薦人

(3) 投票立会人

(4) 開票立会人

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、学長選考の実施等について必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月27日から施行する。

(細則)

第19条 この細則に定めるもののほか、意向投票の実施について必要な事項は、管理委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成19年4月27日から施行する。